平成３０年３月２８日

関係県立学校長　殿

総務福利課長
学校施設課長

県立高校の寄宿舎内舎室等の空調設備に係る電気料の取扱いについて（通知）

平成30年度から「県立高校空調設備整備事業」において，順次，寄宿舎の舎室，学習室等に空調設備を設置することとなりました。

ついては，県費で整備した寄宿舎内の空調設備の使用に係る電気料（基本料及び使用料）等については，下記のとおり取り扱うこととしましたので，適切に処理してくださいますようお願いします。

記

1　電気料（基本料及び使用料）の取扱い

①　舎室，学習室に係る電気料については入寮生負担とする。

②　①以外の電気料については，県費負担とする。

2　電気料の積算方法

平成21年３月19日付け「同窓会等により設置した空調等の電気料の積算方法等について（通知）」に準じる。

3　電気料以外の取扱い

空調設置（更新を含む。）に要する経費及び空調の維持・補修に要する経費（保守点検料等に係る経費）については県費負担とする。